

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど 避難行動要支援者支援制度をご存知ですか？

●避難行動要支援者支援制度とは

○東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が一部改正されたことにより、避難について特に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成して、地域の支援者との間で情報を共有し、利用することができるようになりました。

○市では災害時の避難に支援を必要とする、要支援者の情報を掲載した、「避難行動要支援者名簿」を作成し、市の関係部局や地域の支援者に事前に提供しておき、いざと言うときに備えてもらう取り組みです。

○地域の支援者への名簿提供にあたっては、対象となる方ご本人(あなた)の同意が必要となるため、同意・不同意の意思確認を市の方で行います。

●対象となる方

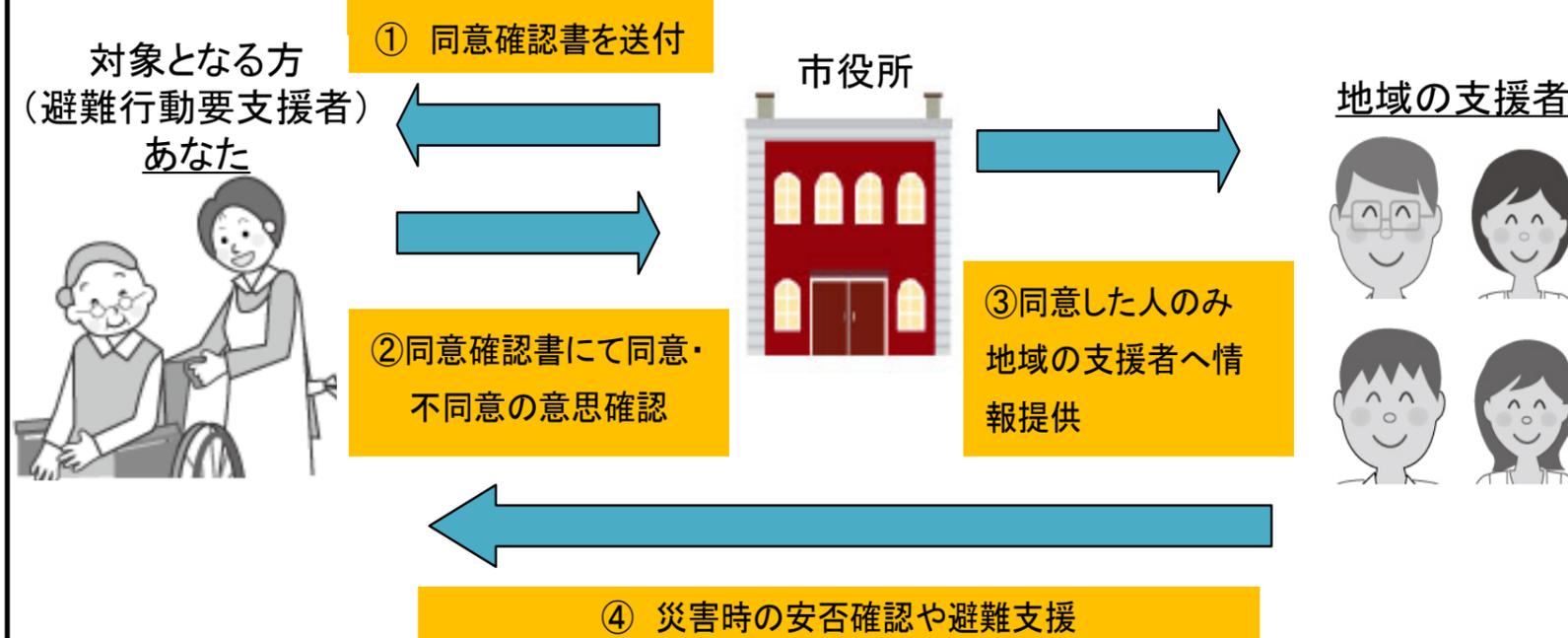
生活の基盤が自宅にある方のうち、以下に該当する方

- 介護保険における要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳2級以上療育手帳Aの交付の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 難病患者の方
- その他災害時の避難に支援が必要な方

●同意した場合、地域の支援者へ提供する情報

- 氏名
- 年齢(生年月日)
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号・FAX番号
- 避難支援などを必要とする事由(要介護・障害の等級など)

●登録までの流れ



※ご注意

- この制度は地域の支援者やご近所の方の助け合いを基本とします
- 災害の時、あなたの安全を絶対にお約束できるものではありません
- 地域の支援者やご近所の方は何らかの義務を負うものではありません

●地域の支援者

- 町会・自治会
- 自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 地区福祉委員
- 松原市社会福祉協議会
- 消防団など

名簿提供